

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙③

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入 (公費) 利用者負担金収入 (一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入		居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入	
(利用者負担金収入)	介護負担金収入 介護予防負担金収入		(利用者負担金収入)	介護負担金収入 (公費) 介護負担金収入 (一般) 介護予防負担金収入 (公費) 介護予防負担金収入 (一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入		地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入		(利用者負担金収入)	介護負担金収入 (公費) 介護負担金収入 (一般) 介護予防負担金収入 (公費) 介護予防負担金収入 (一般)	
	食費収入 居住費収入		居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
	管理費収入		利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入	
その他の事業収入	その他の利用料収入		その他の事業収入	食費収入 (公費) 食費収入 (一般) 居住費収入 (公費) 居住費収入 (一般)	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上
	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入		(保険等査定歳)	その他の利用料収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	措置事業に係る措置事業収入は老人福祉事業収入に計上
			運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		〇〇収入			
借入金利息補助金収入 寄付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
雑収入		流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経常収入計(1)			事業活動収入計(1)		

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	科目区分 中区分	大区分	科目区分 中区分	小区分	
< 経常活動による収支 >		< 事業活動による収支 >			
【支出】		【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出		会計基準では職員給料支出と職員賞与支出に分けて整理 派遣職員費支出を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上
経費支出 (直接介護支出)	給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費	事業費支出	給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
(一般管理支出)	被服費 教養娯楽費 日用品費 本人支給金 光熱水費 燃料費 消耗器具備品費 葬祭費 車輛費	事務費支出	保険料支出 貸借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費		福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 委託費支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 委託費		燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 貸借料支出 土地・建物貸借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 貸借料は、会計基準では貸借料支出と土地・建物貸借料支出に分けて計上
	保険料 貸借料		手数料支出 保険料支出 貸借料支出 土地・建物貸借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	租税公課 保守料 渉外費 諸会費 雑費		〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利用者負担軽減額 借入金利息支出 事業外支出	職員等給食費 その他の事業活動外支出	〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出	利用者等外給食費支出 雑支出		
雑支出		流動資産評価損等による資金減少額	雑支出 有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
徴収不能額		徴収不能額	徴収不能額		
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)-(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)-(1)-(2)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分		科目区分	
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支>					
【収入】					
施設整備等補助金収入		施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄付金収入		施設整備等寄附金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入		
設備資金借入金収入		設備資金借入金収入	施設整備等寄附金収入		
固定資産売却収入		固定資産売却収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入		
	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○〇売却収入		車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○〇売却収入		
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
<施設整備等による収支>					
【支出】					
固定資産取得支出		設備資金借入金元金償還支出			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○〇取得支出	固定資産取得支出			
固定資産除却・廃棄支出		固定資産除却・廃棄支出			
	固定資産除却・廃棄支出	ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出			
		○〇支出			
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動等による収支>					
【収入】					
長期運営資金借入金元金償還寄付金収入		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
長期運営資金借入金収入		長期運営資金借入金収入			
投資有価証券売却収入		長期貸付金回収収入			
積立預金取崩収入		投資有価証券売却収入			
	移行時特別積立預金取崩収入	積立資産取崩収入			
	○〇積立預金取崩収入		退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○〇積立資産取崩収入		
他会計区分長期借入金収入		事業区分間長期借入金収入			
他会計区分長期貸付金回収収入		拠点区分間長期借入金収入			
他会計区分繰入金収入		拠点区分間長期貸付金回収収入			
会計区分外繰入金収入		事業区分間繰入金収入			
その他の収入		拠点区分間繰入金収入			
設備資金借入金元金償還補助金収入		サービス区分間繰入金収入			
設備資金借入金元金償還寄付金収入		その他の活動による収入			
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
<財務活動等による収支>					
【支出】					
設備資金借入金元金償還支出		長期運営資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
長期運営資金借入金元金償還支出		長期貸付金支出			
投資有価証券取得支出		投資有価証券取得支出			
積立預金支出		積立資産支出			
			退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○〇積立資産支出		
他会計区分長期貸付金支出		事業区分間長期貸付金支出			
他会計区分長期借入金償還支出		拠点区分間長期貸付金支出			
他会計区分繰入金支出		事業区分間借入金返済支出			
会計区分外繰入金支出		事業区分間繰入金支出			
その他の支出		拠点区分間繰入金支出			
設備資金借入金元金償還支出		サービス区分間繰入金支出			
		その他の活動による支出			
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

※指導指針の事業活動計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【収入】		<サービス活動増減の部> 【収益】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般)	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入		居宅介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益	
(利用者負担金収入)	介護負担金収入 介護予防負担金収入		(利用者負担金収益)	介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入		地域密着型介護料収益 (介護報酬収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入		(利用者負担金収益)	介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	
	食費収入 居住費収入		居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益	
	管理費収入 その他の利用料収入		利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般)	
その他の事業収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入		その他の事業収益	その他の利用料収益	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収益の管理費収益に計上
措置費収入	事務費収入 事業費収入	老人福祉事業収益	措置事業収益	補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金事業収益等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収益等はそれぞれの区分ごとに計上。
			運営事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	措置事業に係る措置事業収益は老人福祉事業収益に計上
		〇〇事業収益	その他の事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益	
			〇〇事業収益 その他の事業収益	管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益	
その他の収入		〇〇収益	〇〇収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	
国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定)		経常経費寄附金収益 その他の収益	〇〇収益		会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として移動 それぞれの区分ごとに計上
事業活動収入計(1)		サービス活動収益計(1)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分		大区分	中区分	小区分	
<事業活動収支の部> 【支出】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
人件費	役員報酬 職員俸給 職員手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費		人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入 非常勤職員給与 派遣職員費 退職給付費用 法定福利費		会計基準では職員給料と職員賞与に分けて整理 派遣職員費を追加 退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付費用」に統合して計上
経費 (直接介護費)	給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費		事業費	給食費 介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費		他の会計の基準の内容を踏まえて変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
(一般管理費)	被服費 教養娯楽費 日用品費 本人支給金 光熱水費 燃料費 消耗器具備品費 雑費		事務費	保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 雑費 車輦費 〇〇費 雑費 福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 研修研究費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 土地・建物賃借料 水道光熱費 燃料費 手数料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 業務委託費 〇〇費 雑費		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 賃借料は、会計基準では賃借料と土地・建物賃借料に分けて計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	葬祭費 車輦費 福利厚生費 旅費交通費 研修費 通信運搬費 事務消耗品費 印刷製本費 広報費 会議費 修繕費 保守料 賃借料 保険料 渉外費 諸会費 租税公課 委託費 雑費		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額			
利用者負担軽減額 減価償却費			徴収不能額			指導指針では、事業活動収支の部の収入としていたが、会計基準ではサービス活動増減の部の費用に控除項目として計上
徴収不能額 引当金繰入	徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入 退職給与引当金繰入		徴収不能引当金繰入			会計基準では、人件費の賞与引当金繰入に移動 会計基準では、退職給付費用で処理
事業活動支出計(2)			その他の費用			
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)			サービス活動費用計(2)			
			サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	科目区分	大区分	中区分	小区分	
<p><事業活動外収支の部> 【収入】</p> <p>借入金利息補助金収入 受取利息配当金</p> <p>有価証券売却益</p> <p>寄付金収入 その他の事業活動外収入</p> <p>雑収入</p> <p>事業活動外収入計(4)</p>		<p><サービス活動外増減の部> 【収益】</p> <p>借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益</p> <p>その他のサービス活動外収益</p> <p>受入研修費収益 利用者等外給食収益 雑収益</p> <p>為替差益</p> <p>サービス活動外収益計(4)</p>			<p>会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加</p> <p>会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて変更</p>
<p><事業外活動収支の部> 【支出】</p> <p>借入金利息</p> <p>有価証券売却損</p> <p>資産評価損 その他の事業活動外支出</p> <p>雑損失</p> <p>事業活動外支出計(5)</p> <p>事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)</p> <p>経常収支差額(7)=(3)+(6)</p>		<p><サービス活動外増減の部> 【費用】</p> <p>支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損</p> <p>その他のサービス活動外費用</p> <p>利用者等外給食費 雑損失</p> <p>為替差損</p> <p>サービス事業活動外費用計(5)</p> <p>サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)</p> <p>経常増減差額(7)=(3)+(6)</p>			<p>会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加</p> <p>他の会計の基準の内容を踏まえて変更</p>
<p><特別収支の部> 【収入】</p> <p>施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 施設整備等寄付金収入 施設整備等寄付金収入</p> <p>設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入</p> <p>固定資産受贈額</p> <p>固定資産売却益</p> <p>国庫補助金等特別積立金取崩額</p> <p>他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入</p> <p>その他の特別収入</p> <p>特別収入計(8)</p>		<p><特別増減の部> 【収益】</p> <p>施設整備等補助金収益 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益</p> <p>施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益</p> <p>長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益</p> <p>固定資産受贈額</p> <p>固定資産売却益</p> <p>車輻運搬具売却益 器具及び備品売却益 〇〇売却益</p> <p>事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益</p> <p>事業区分間固定資産移管収益 拠点区分間固定資産移管収益 その他の特別収益</p> <p>徴収不能引当戻入益</p> <p>特別収益計(8)</p>			<p>指導指針では、特別収支の部の収入としていたが、会計基準では特別増減の部の費用に控除項目として計上</p> <p>会計基準の区分方法に沿って変更</p>
<p><特別収支の部> 【支出】</p> <p>基本金組入額</p> <p>固定資産除売却損</p> <p>建物売却損・処分損 車輻運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損</p> <p>国庫補助金等特別積立金繰入額</p> <p>他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出</p> <p>その他の特別損失</p> <p>特別支出計(9)</p> <p>特別収支差額(10)=(8)-(9)</p> <p>当期活動収支差額(11)=(7)+(10)</p>		<p><特別増減の部> 【費用】</p> <p>基本金組入額 資産評価損 固定資産除売却損・処分損</p> <p>建物売却損・処分損 車輻運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損</p> <p>国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)</p> <p>国庫補助金等特別積立金積立額</p> <p>災害損失</p> <p>事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失</p> <p>特別費用計(9)</p> <p>特別増減差額(10)=(8)-(9)</p> <p>当期活動増減差額(11)=(7)+(10)</p>			<p>会計基準の区分方法に沿って変更</p>
<p><繰越活動増減の部></p> <p>前期繰越活動収支差額(12)</p> <p>当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)</p> <p>基本金取崩額(13)</p> <p>基本金組入額(14)</p> <p>その他の積立金取崩額(15)</p> <p>その他の積立金積立額(16)</p> <p>次期繰越活動収支差額(17)=(11)+(12)+(13)-(14)-(15)-(16)</p>		<p><繰越活動増減差額の部></p> <p>前期繰越活動増減差額(12)</p> <p>当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)</p> <p>基本金取崩額(14)</p> <p>その他の積立金取崩額(15)</p> <p>その他の積立金積立額(16)</p> <p>〇〇積立金取崩額</p> <p>〇〇積立金積立額</p> <p>次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)</p>			<p>会計基準では4号基本金廃止に伴い削除</p>

指導指針と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	科目区分	大区分	科目区分	小区分	
<資産の部>					
流動資産	現金預金 有価証券 未収金 未収補助金 貯蔵品 立替金 前払金 他会計区分貸付金 会計区分外貸付金 仮払金 その他の流動資産	流動資産	現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 受取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では1年基準の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産	基本財産 土地 建物 基本財産特定預金	固定資産 (基本財産)	土地 建物 定期預金 投資有価証券		
その他の固定資産	土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 権利 投資有価証券 他会計区分長期貸付金 移行時特別積立預金 移行時繰償還特別積立預金 〇〇積立預金 その他の固定資産	(その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 〇〇積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資産の部合計		資産の部合計			
<負債の部>					
流動負債	短期運営資金借入金 未払金 施設整備等未払金 預り金 前受金 他会計区分借入金 会計区分外借入金 仮受金 その他の流動負債	流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債		会計基準では、「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では1年基準の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では、「預り金」、「職員預り金」に分けて計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 他会計区分長期借入金 退職給付引当金 長期預り金 その他の固定負債	固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債		会計基準では、リース会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準の区分方法に沿って変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債の部合計		負債の部合計			
<純資産の部>					
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)	移行時特別積立金 〇〇積立金	基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	〇〇積立金		旧基準の「収支差」を会計基準では「増減」に名称変更
純資産の部合計		純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計		負債及び純資産の部合計			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

別紙④

※老健準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護保険収入	介護保険収入	介護保険事業収入	施設介護料収入 居宅介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入) 地域密着型介護料収入 (介護報酬収入) (利用者負担金収入) 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入(公費) 利用者負担金収入(一般) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入(公費) 介護負担金収入(一般) 介護予防負担金収入(公費) 介護予防負担金収入(一般) 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入(公費) 食費収入(一般) 居住費収入(公費) 居住費収入(一般) その他の利用料収入	社会福祉法人が行う事業ごとに大区分を設定
経常経費補助金収入	経常経費補助金収入	老人福祉事業収入	その他の事業収入 (保険等査定額)	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	他の会計の基準の内容を踏まえ追加 介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
利用料収入	利用料収入 利用料負担金収入	児童福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	本科目の他、児童福祉事業収入、生活保護事業収入にも設定
措置費収入	事務費収入 事業費収入	保育事業収入	運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
運営費収入 私的契約利用料収入	運営費収入 私的契約利用料収入	就労支援事業収入	その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
自立支援費等収入	介護給付費収入 訓練等給付費収入 障害児施設給付費収入 サービス利用計画作成費収入 特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 利用者負担金収入	障害福祉サービス等事業収入	措置費収入 私的契約利用料収入 その他の事業収入	事務費収入 事業費収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	運営費については、保育事業収入の中に保育所運営費収入を設定
		障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	〇〇事業収入 自立支援給付費収入	補助金事業収入 受取事業収入 その他の事業収入	
		特定費用収入 その他の事業収入	障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	介護給付費収入 特例介護給付費収入 訓練等給付費収入 特例訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入	
		(保険等査定額)	障害児施設給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入	
		生活保護事業収入	措置費収入 授産事業収入 その他の事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		医療事業収入	入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入	事務費収入 〇〇事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
○○事業収入	○○事業収入	○○事業収入	保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入 その他の医療事業収入 (保険等充定減) ○○事業収入 その他の事業収入	訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入等に係る補助金事業収入等は、それぞれの区分ごとに計上。上記の大区分に含まれない事業の補助金事業収入は○○事業収入に計上
借入金利補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入	借入金利補助金収入 寄附金収入 受取利息配当金収入	○○収入 借入金利補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	○○収入		
雑収入	雑収入	流動資産評価益等による資金増加額	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入				
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入				
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
＜経常活動による収支＞ 【支出】		＜事業活動による収支＞ 【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与	人件費支出	役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出		会計基準では「職員給料支出」と「職員賞与支出」に分けて整理 派遣職員費支出を追加
事業費支出	退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費	事業費支出	退職給付支出 法定福利費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出		退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上 *旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「消耗器具備品費支出」に統合して計上
事務費支出	賃借料 教育指導費 就職支度費 葬祭費 〇〇費 雑費 福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 〇〇費 雑費 〇〇費 雑費	事務費支出	保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売支出 就労支援事業販管費支出		*旧基準では勘定科目の順は事務費支出、事業費支出の順番だが、ここでは比較しやすいように会計基準の事業費支出、事務費支出の順番に合わせている 消耗品費と器具什器費は、会計基準では「事務消耗品費支出」に統合して計上 賃借料は、会計基準では「賃借料支出」と「土地・建物賃借料支出」に分けて計上 損害保険以外の保険加入のケースもあるため、他の会計の基準の内容も踏まえて変更 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
借入金利息支出	借入金利息支出	借入金利息支出	利用者等外給食費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経理区分間繰入金支出	経理区分間繰入金支出	流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【収入】 施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入		<施設整備等による収支> 【収入】 施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄入金償還寄附金収入 車輻運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 施設整備等収入計(4)		施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 車輻運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入 ○○収入 施設整備等収入計(4)			
<施設整備等による収支> 【支出】 固定資産取得支出 元入金支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		<施設整備等による収支> 【支出】 設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産売却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 土地取得支出 建物取得支出 車輻運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出 ○○支出 施設整備等支出計(5) 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準ではその他の活動による収支の部の支出に移動し、「事業・拠点区分間貸付金支出」として計上
<財務活動による収支> 【収入】 借入金収入 その他の収入 積立預金取崩収入 その他の収入 借入金元金償還補助金収入 財務収入計(7)		<その他の活動による収支> 【収入】 長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入 ○○収入 その他の活動収入計(7)			会計基準の区分方法に沿って変更
<財務活動による収支> 【支出】 借入金元金償還支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 その他の支出 借入金元金償還支出 流動資産評価減等による資金減少額等 財務支出計(8) 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 子備費(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		<その他の活動による収支> 【支出】 長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 ○○支出 その他の活動支出計(8) その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8) 子備費支出(10) 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			会計基準の区分方法に沿って変更
前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)		前期末支払資金残高(12) 当期末支払資金残高(11)+(12)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

資金収支計算書

※老健準則には資金収支計算書がないため、旧社会福祉法人基準又は指導指針からの変更を示す。

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】			
介護福祉施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入	介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入 利用者負担金収入（公費） 利用者負担金収入（一般）	
居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 (利用者負担金収入) 介護負担金収入 介護予防負担金収入	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	居宅介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入 介護予防報酬収入 介護負担金収入（公費） 介護負担金収入（一般） 介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般）	
居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入	
利用者等利用料収入	介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入	利用者等利用料収入	利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入（公費） 食費収入（一般） 居宅費収入（公費） 居宅費収入（一般）	
その他の事業収入	食費収入 居宅費収入 管理費収入 その他の利用料収入	その他の事業収入	その他の事業収入	その他の利用料収入	指導指針における管理費収入は老人福祉事業収入の管理費収入に計上
措置費収入	補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 その他の事業収入	老人福祉事業収入	措置事業収入	補助金事業収入 市町村特別事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	介護保険事業収入に係る補助金事業収入等を計上。なお他の大区分に係る補助金事業収入等はそれぞれの区分ごとに計上。
	事務費収入 事業費収入	措置事業収入	措置事業収入	事務費収入 事業費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	措置事業に係る措置事業収入は老人福祉事業収入に計上
		運営事業収入	運営事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 補助金事業収入 その他の事業収入	
		その他の事業収入	その他の事業収入	管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入	
		〇〇事業収入	〇〇事業収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
		〇〇収入	〇〇収入	補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	
借入金利息補助金収入 寄付金収入 受取利息配当金収入 事業外収入	受入研修費収入 職員等給食費収入	借入金利息補助金収入 経常経費古留金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入		
雑収入		流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		
経常収入計(1)		事業活動収入計(1)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導指針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
< 経常活動による収支 >		< 事業活動による収支 >			
【支出】		【支出】			
人件費支出	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与	人件費支出	役員報酬支出 職員俸給支出 職員賞与支出 非常勤職員給与支出 派遣職員費支出		会計基準では職員給料支出と職員賞与支出に分けて整理 派遣職員費支出を追加
経費支出 (直接介護支出)	退職金 退職共済掛金 法定福利費 給食材料費 介護用品費 医薬品費 保健衛生費	事業費支出	退職給付支出 法定福利費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・検査等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教育研究費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輛費支出 管理費返還支出 〇〇費支出 雑支出		退職金と退職共済掛金は、会計基準では「退職給付支出」に統合して計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
(一般管理支出)	被服費 教育研究費 日用品費 本人支給金 光熱水費 燃料費 消耗器具備品費 葬祭費 車輛費	事務費支出	福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出 会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 〇〇費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 賃借料は、会計基準では賃借料支出と土地・建物賃借料支出に分けて計上
	福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 委託費 保険料 賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 雑費	〇〇支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出	利用者等外給食費支出 雑支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利用者負担軽減額 借入金利息支出 事業外支出	職員等給食費 その他の事業活動外支出	流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損 為替差損 徴収不能額	有価証券評価損 〇〇評価損	他の会計の基準の内容を踏まえて追加
雑支出					
徴収不能額					
経常支出計(2)		事業活動支出計(2)			
経常活動資金収支差額(3)-(1)-(2)		事業活動資金収支差額(3)-(1)-(2)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【指導致針】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<施設整備等による収支> 【収入】		<施設整備等による収支> 【収入】			
施設整備等補助金収入		施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
施設整備等寄附金収入		施設整備等寄附金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入		
設備資金借入金収入		設備資金借入金収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入		
固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入	固定資産売却収入	車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 ○○売却収入		
施設整備等収入計(4)		施設整備等収入計(4)			
<施設整備等による収支> 【支出】		<施設整備等による収支> 【支出】			
固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出	土地取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 ○○取得支出		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出	固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出	○○支出		
施設整備等支出計(5)		施設整備等支出計(5)			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
<財務活動等による収支> 【収入】		<その他の活動による収支> 【収入】			
長期返済資金借入金元金償還寄附金収入		長期返済資金借入金元金償還寄附金収入			会計基準の区分方法に沿って変更
長期返済資金借入金収入		長期返済資金借入金収入			
投資有価証券売却収入		長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入			
積立預金取崩収入	移行時特別積立預金取崩収入	積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入		
他会計区分長期借入金収入	○○積立預金取崩収入	事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入			
他会計区分長期貸付金回収収入		事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入			
他会計区分繰入金収入		事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入			
他会計区分外繰入金収入		サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入			
その他の収入		○○収入			
設備資金借入金元金償還補助金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入					
財務収入計(7)		その他の活動収入計(7)			
<財務活動等による収支> 【支出】		<その他の活動による収支> 【支出】			
設備資金借入金元金償還支出		長期返済資金借入金元金償還支出			会計基準の区分方法に沿って変更
長期返済資金借入金元金償還支出		長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出	退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 ○○積立資産支出		
投資有価証券取得支出		事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出			
積立預金支出		事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間長期借入金返済支出			
他会計区分長期貸付金支出		事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出			
他会計区分長期借入金償還支出		サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出			
他会計区分繰入金支出		○○支出			
他会計区分外繰入金支出					
その他の支出					
設備資金借入金元金償還金支出					
財務支出計(8)		その他の活動支出計(8)			
財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
予備費(10)		予備費支出(10)			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			
前期末支払資金残高(12)		前期末支払資金残高(12)			
当期末支払資金残高(11)+(12)		当期末支払資金残高(11)+(12)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

事業活動計算書

【老健準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
科目区分			科目区分			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<施設運営事業損益計算の部> 【施設運営事業収益】			<サービス活動増減の部> 【収益】			
介護保健施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益		介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益 利用者負担金収益(公費) 利用者負担金収益(一般)	会計基準の「利用者等利用料収益」の「食費収益」へ計上
居宅介護料収益	基本食事サービス料収益 介護報酬収益 利用者負担金収益		居宅介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担金収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益		地域密着型介護料収益 (介護報酬収益) (利用者負担金収益)	介護報酬収益 介護予防報酬収益 介護負担金収益(公費) 介護負担金収益(一般) 介護予防負担金収益(公費) 介護予防負担金収益(一般)	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
利用者等利用料収益	介護保健施設利用料収益 居宅介護サービス利用料 食費収益 居住費収益 その他利用料収益		居宅介護支援介護料収益 利用者等利用料収益	居宅介護支援介護料収益 介護予防支援介護料収益 施設サービス利用料収益 居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益(公費) 食費収益(一般) 居住費収益(公費) 居住費収益(一般) その他の利用料収益	他の会計の基準の内容を踏まえて追加	
その他の事業収益	(介護報酬査定減)		その他の事業収益 (保険等査定減)	その他の事業収益 補助金事業収益 市町村特別事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	介護保険収益に係る補助金等を計上。なお、〇〇事業収益など他の大区分に係る補助金収益等はそれぞれの区分ごとに計上。	
			老人福祉事業収益	措置事業収益 運営事業収益 その他の事業収益	事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益 管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益	
			〇〇事業収益	〇〇事業収益 その他の事業収益	補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益	上記の大区分に含まれない事業の補助金等は〇〇事業収益に計上
			〇〇収益 経常経費寄附金収益 その他の収益	〇〇収益		
施設運営事業収益計(1)			サービス活動収益計(1)			
<施設運営事業損益計算の部> 【施設運営事業費用】			<サービス活動増減の部> 【費用】			
役員報酬 給与費	役員報酬 常勤職員給与 医師給 看護師給 介護職員給 支援相談員給 理学療法士又は作業療法士給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給		人件費	役員報酬 職員給料 職員賞与 賞与引当金繰入		他の会計の基準の内容を踏まえて職員給料と別に計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
材料費	非常勤職員給与	医師給 看護師給 介護職員給 支援相談員給 理学療法士又は作業療法士給 医療技術員給 事務員給 技能労務員給	事業費	非常勤職員給与		退職給付会計の導入により変更
	退職給与引当金繰入 法定福利費			派遣職員費 退職給付費用 法定福利費		
経費	給食用材料費		事務費	給食費		会計基準では「給食費」に変更
	医薬品費 施設療養材料費 施設療養消耗器具備品費 その他の材料費			介護用品費 医薬品費 診療・療養等材料費 保健衛生費 医療費 被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金費 水道光熱費 燃料費 消耗器具備品費 保険料 賃借料 教育指導費 就職支度費 排糞費 車輦費 雑費 〇〇費		
研究費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 消耗品費 消耗器具備品費		〇〇費用 利用者負担軽減額 減価償却費	福利厚生費 職員被服費 旅費交通費 事務消耗品費	福利厚生費	消耗品費と消耗器具備品費は、会計基準では「消耗器具備品費」に統合して計上 会計基準では「水道光熱費」へ変更
	光熱水費 修繕費 通信費 会議費			印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費		
委託費	保険料 賃借料		本部費	印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 手数料 保険料 賃借料 土地建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 〇〇費 雑費		「拠点区分間繰入費用」等へ計上
	租税公課			研究研究費		
減価償却費	交際費 諸会費 車両費 雑費 徴収不能損失 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 委託費		国庫補助金等特別積立金 取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入額 その他の費用	業務委託費		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	建物減価償却費 建物付属設備減価償却費 構築物設備減価償却費 医療用器械備品減価償却費 車両船艇減価償却費 その他の器械備品減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費			サービス活動費用計(2) サービス活動増減差額(3)-(1)-(2)		
本部費	本部費					
施設運営事業費用計(2) 施設運営事業利益(3)-(1)-(2)			サービス活動費用計(2) サービス活動増減差額(3)-(1)-(2)			
<経常損益計算の部> 【施設運営事業外収益】			<サービス活動外増減の部> 【収益】			
受取利息配当金			借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
有価証券売却益			有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のサービス活動外収益			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利用者等外給食収益			受入研修費収益 利用者等外給食収益			他の会計の基準の内容を踏まえて「利用者等外給食収益」に変更
その他の施設運営事業外収益			雑収益			他の会計の基準の内容を踏まえて「雑収益」に変更
施設運営事業活動外収益計(4)			サービス活動外収益計(4)			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】			【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】			勘定科目【B】			
大区分	中区分	小区分	大区分	中区分	小区分	
<経常損益計算の部> 【施設運営事業外費用】			<サービス活動外増減の部> 【費用】			
支払利息			支払利息			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加
有価証券売却損			有価証券評価損			
			有価証券売却損			会計基準では有価証券の時価会計の導入に伴い追加
			投資有価証券評価損			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			投資有価証券売却損			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			その他のサービス活動外費用			他の会計の基準の内容を踏まえて「利用者等外給食費用」に変更
利用者等外給食材料費			利用者等外給食費用			会計基準では「徴収不能額」へ計上
貸倒損失			雑損失			
雑損失				為替差損		
施設運営事業外費用計(5)			サービス事業活動外費用計(5)			
施設運営事業外損益(6)=(4)-(5)			サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常利益(7)=(3)+(6)			経常増減額(7)=(3)+(6)			
<純損益計算の部> 【特別利益】			<特別増減の部> 【収益】			
			施設整備等補助金収益			
			施設整備等補助金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			施設整備等寄附金収益			
			施設整備等寄附金収益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
			設備資金借入金元金償還寄附金収益			
			固定資産受贈額			
			固定資産売却益			
			固定資産売却益			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
			事業区分間繰入金収益			
			拠点区分間繰入金収益			
			事業区分間固定資産移管収益			
			拠点区分間固定資産移管収益			
			その他の特別収益			
			徴収不能引当金戻入益			
			特別利益計(8)			
			特別利益計(8)			
<純損益計算の部> 【特別損失】			<特別増減の部> 【費用】			
			基本金組入額			他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			資産評価損			
			固定資産売却損・処分損			
			建物売却損・処分損			
			車輻運搬具売却損・処分損			
			器具及び備品売却損・処分損			
			その他の固定資産売却損・処分損			
			国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			他の会計の基準の内容を踏まえ追加
			国庫補助金等特別積立金積立額			
			災害損失			
			事業区分間繰入金費用			
			拠点区分間繰入金費用			
			事業区分間固定資産移管費用			
			拠点区分間固定資産移管費用			
			その他の特別損失			
			特別費用計(9)			
			特別増減差額(10)=(8)-(9)			
			税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
			法人税、住民税及び事業税(12)			
			法人税等調整額(13)			
			当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			
			前期繰越活動増減差額(15)			
			当期繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)			
			基本金取崩額(17)			
			〇〇積立金取崩額			
			〇〇積立金積立額			
			当期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)			旧基準の「収支」を会計基準では「増減」に名称変更

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

貸借対照表

【老健準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
科目区分		科目区分			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<資産の部>					
流動資産		流動資産			
現金・預金		現金預金			会計基準では「現金預金」へ変更
有価証券		有価証券			会計基準では「事業未収金」へ変更
施設運営事業未収金		事業未収金			
未収金		未収金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	受取手形	未取補助金			
	医薬品	受取手形			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	給食用材料	医薬品			
	貯蔵品	診療・療養費等材料			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		給食用材料			
		貯蔵品			
		商品・製品			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		仕掛品			
		原材料			
	前払金	立替金			
	前払費用	前払金			
	未収収益	前払費用			
		未収収益			会計基準では1年基準の導入に伴い追加
		1年以内回収予定長期貸付金			
		1年以内回収予定事業区分間長期貸付金			
		1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金			
		短期貸付金			
		事業区分間貸付金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		拠点区分間貸付金			
		仮払金			
		その他の流動資産			
		貸倒引当金			会計基準では「徴収不能引当金」へ計上
		徴収不能引当金			
固定資産		固定資産 (基本財産)			※基本財産に該当する固定資産は基本財産へ、該当しないものはその他の固定資産へ計上
	土地	土地			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
	建物	建物			減価償却累計額は直接法又は間接法で記載
		定期預金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		投資有価証券			
	減価償却累計額	(その他の固定資産)			
		土地			会計基準では「建物」へ計上
		建物			
		構築物			他の会計の基準の内容を踏まえて変更
		機械及び装置			
		器具及び備品			
		車両運搬具			
		その他の有形固定資産			
		建設仮勘定			会計基準では「権利」へ計上
		有形リース資産			
		権利			
		ソフトウェア			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		無形リース資産			
		投資有価証券			
		長期貸付金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
		事業区分間長期貸付金			
		拠点区分間長期貸付金			
		退職給付引当資産			
		長期預り金積立資産			
		〇〇積立資産			
		差入保証金			
		長期前払費用			
		その他の固定資産			会計基準では「その他の固定資産」へ計上
繰延資産					社会福祉法人の場合は発生しない
	創立費				会計基準では「その他の固定資産」へ計上
	その他の繰延資産				
資産の部合計		資産の部合計			

老健準則と会計基準の勘定科目比較表

【老健準則】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)
勘定科目【A】		勘定科目【B】			
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分	
<負債の部>		<負債の部>			
流動負債	買掛金 短期借入金 未払金 支払手形 未払費用 預り金 職員預り金 前受収益 賞与引当金 修繕引当金 その他の引当金 その他の流動負債	流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債		会計基準では「事業未払金」へ計上 会計基準では「短期運営資金借入金」に変更 会計基準では「事業未払金」、「その他の未払金」に分けて計上 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では1年基準の導入に伴い追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準では廃止。取り崩す
固定負債	長期借入金 退職給与引当金 長期未払金 その他の固定負債	固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債		他の会計の基準の内容を踏まえて追加 会計基準ではリース会計の導入により追加 他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債の部合計		負債の部合計			
<資本の部>		<純資産の部>			
資本金 資本剰余金	国庫等補助金 指定寄付金 その他の資本剰余金	基本金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
利益剰余金	任意積立金 当期末処分利益	国庫補助金等特別積立金			他の会計の基準の内容を踏まえて追加
資本の部合計		その他の積立金	〇〇積立金		他の会計の基準の内容を踏まえて追加
負債及び純資産の部合計		次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)			
		純資産の部合計			
		負債及び純資産の部合計			